

# 福岡県公報

平成21年9月11日  
第3015号

## 目次

告示(第1394号 - 第1399号)

解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
公告		
福岡県営都市公園の指定管理者の募集	(公園街路課)	3
福岡県立ももち文化センターの指定管理者の募集	(県民文化スポーツ課)	5
平成21年度家畜商講習会の開催	(畜産課)	6
監査委員		
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	7
正誤		
目次(平成21年9月2日福岡県公報第3011号)中正誤		8

## 告示

福岡県告示第1394号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
豊前市大字岩屋409・417(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1395号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成21年8月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
NPO法人安心生活ネット南ヶ丘
  - 代表者の氏名  
平田 敏雄
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県大野城市南ヶ丘3丁目7番21号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、地域の高齢者及び障がい者に対して日常生活の補助、支援に関する事業を行い、住み慣れた土地に安心して住み続けられる町づくりを目的とする。

## 福岡県告示第1396号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年8月9日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人エコネットふくおか

## (2) 代表者の氏名

阿部 眞也

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13番42号

## (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、ごみの減量・リサイクルに関して、福岡市民自らが語り合い、学び合い、考え、活動するための機会を創出し、行政・企業と協働して資源・エネルギーの循環を考えたまち「福岡」を創っていくことを目的とする。

(変更後)

この法人は、循環型社会をめざした3R推進に関して、福岡市民自らが語り合い、学び合い、考え、活動するための機会を創出し、行政・企業と協働して資源・エネルギーの循環を考えたまち「福岡」を創っていくことを目的とする。

## 福岡県告示第1397号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年8月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人ミュージアム研究会

## (2) 代表者の氏名

高田 浩二

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、九州・沖縄の子どもたちから大人たちに対して、環境教育・自然や教育についての研究に関する事業を行い、地域の教育及び地球環境問題解決に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1398号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年8月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 安心ネットワーク井戸端

## (2) 代表者の氏名

安河内 茂

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市城南区友丘5丁目14番27号

(4) 定款に記載された目的  
(変更前)

この法人は、家庭・地域の高齢者・婦女子・少年などに対して防犯援助・生活援助事業を行い、犯罪に負けない、孤独・孤立感のない、隣人同士の連帯・連携ある安心で安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、企業・団体および家庭・地域の高齢者・婦女子・少年などに対して防犯援助・生活援助事業を行い、犯罪に負けない、孤独・孤立感のない、隣人同士の連帯・連携ある安心で安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1399号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 小松堀
- 2 区域の所在地 うきは市浮羽町小塩
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から5号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と5号とを結んだ線に囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
うきは	浮羽町小塩	西鬼原 2549番	1号
		2555番3地先道路敷	2号
	鬼原山 2563番	3号及び5号	
	西小松 2572番	4号	

## 公 告

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県営中央公園	北九州市小倉北区井堀、都、上到津、戸畑区金比羅町、八幡東区高見、八王寺町、槻田
福岡県営筑豊緑地	飯塚市仁保、鹿毛馬
福岡県営筑後広域公園	筑後市大字津島、みやま市瀬高町本郷、長田

### 2 予定される指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

### 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

#### 4 業務の実施に必要な届出等

福岡県営筑後広域公園の場合は、指定管理業務の開始日までに同公園管理宿泊棟の運営に必要な下記届出等が完了していること。

ア 旅館業法第3条の規定に基づく旅館業営業届

イ 公衆浴場法第2条の規定に基づく公衆浴場営業届

ウ 食品衛生法第52条の規定に基づく飲食店営業届

エ 調理師法第5条の2の規定に基づく調理師業務従事者届

オ その他当施設を管理するのに必要な各種届出等

#### 5 指定管理者が行う業務

- (1) 公園施設又は都市公園の一部の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園での行為の制限の許可に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

#### 6 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

#### 7 指定の手続等

##### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 申請書等の提出期間

平成21年10月19日（月）から平成21年10月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

##### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

##### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領の配布は、この公告の日から平成21年10月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県営中央公園	平成21年9月25日（金）午後2時00分から
福岡県営筑豊緑地	平成21年9月25日（金）午前10時00分から
福岡県営筑後広域公園	平成21年9月24日（木）午後2時00分から

8 その他

県は、指定管理者と各県営公園の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

9 申請書等の提出、募集要領の配布場所及び問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電 話：(092) 643 - 3724

F A X：(092) 643 - 3752

E-mail：koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立ももち文化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立ももち文化センター	福岡市早良区百道2丁目3番15号

2 予定される指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参

加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

#### 4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立ももち文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

#### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

#### 6 指定の手続等

##### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 申請書等の提出期間

平成21年9月11日（金）から平成21年10月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

##### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

##### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成21年10月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

##### (5) 説明会の開催

ア 日時

平成21年9月25日（金）午後2時00分から

イ 場所

福岡県立ももち文化センター

#### 7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

#### 8 申請書等の提出及び募集要領の配付場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課文化班

電話 092 - 643 - 3382 ファクシミリ 092 - 643 - 3408

E-mail kenbun@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成21年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成21年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

##### 2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

### 3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成21年10月21日（水曜日）	午前9時～午後5時	福岡市博多区東公園7番7号
平成21年10月22日（木曜日）	〃	福岡県庁地下1階行政1号会議室

### 4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

### 5 受講手続

- (1) 受講希望者は受講申込書一部に写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成21年10月7日（水曜日）までに福岡県農林水産部畜産課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

- (2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までの間に行う。  
(3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所まで配付する。

### 6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、講習の特例措置適用申請書に必要事項を記入押印のうえ、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付し、受講申込書提出時に提出すること。

### 7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

### 8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。  
(2) 講習会用テキストは、当日受付であっていません（実費3,000円程度）。  
(3) 受講手続その他の問い合わせは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

## 監査委員

### 監査公表第5号

平成21年7月7日付けで提出された福岡県職員措置請求については、請求人に対し、その結果を平成21年9月1日に通知したため、次のとおり公表する。

平成21年9月11日

福岡県監査委員 工藤 壽文

### 通知文

住民監査請求について（通知）

平成21年7月7日付けでなされた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求については、下記の理由により、請求の要件を具備していないと認められるため、却下します。

なお、本件請求につきましては、自治法第199条の2の規定により、非常勤の監査委員3名は除斥となっています。

### 記

本件請求は、収用委員会、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、教育委員会、公安委員会の各委員及び非常勤の監査委員（以下「本件各委員」という。）の勤務実態が、常勤の職員とはまったく異なるものであり、このような勤務実態を有する本件各委員らに対し月額報酬を支給すると定めている「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」（昭和28年福岡県条例第17号。以下「本件条例」という。）の規定が、自治法第203条の2第2項に反し無効であるから、本件各委員に対して月額報酬を支給

することは違法であると主張し、このことを明らかにした近時の裁判例として、平成21年1月22日の大津地裁判決があるとしています。

自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の対象となるのは、地方公共団体の財務会計上の行為であり、条例そのものについては、監査の対象とはならないと解されています。

ただし、その条例に重大かつ明白な違法性がある場合には、それに基づく財務会計上の行為もその違法性を承継して違法となり、例外的に監査の対象となると考えられます。

本件請求について、対象となっている委員会等は、いずれも法令等に基づいて、自らの判断と責任において権限を行使する独立した執行機関であり、それぞれの分野において、知事や他の執行機関から独立してその担任する事務の管理及び執行を決定する重大な責務を担っており、本件各委員は、定例又は臨時に開催される委員会等に出席するだ

けでなく、議案等に対し、事前の準備、事務局等への指示、専門的見地からの調査、研究、検討等、任期中は継続的にその意思決定の過程及び職責の中に置かれています。

このような本件各委員の職務の内容や職責等から、勤務日数によらず月額報酬とする特別の事情があるとして、自治法第203条の2第2項ただし書に基づき定められた本件条例の規定に、重大かつ明白な違法性があるとは認められません。

なお、報酬を月額とする条例に関しては、平成18年7月7日の大阪地裁判決の中で、「報酬条例は、監査委員の職務内容、職務上の義務及び地位等にかんがみ、(略)、その職務及び責任に対する対価として、月額をもって支給する旨定めたものと解されるのであって、その趣旨からすれば、報酬条例の当該規定は、地方自治法第203条第2項の趣旨に反するということはできない」旨の判示がなされています。(平成19年5月30日大阪高裁においても同様の趣旨の判断。平成19年10月26日最高裁で確定)

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・9・2	3011	目次		1			5		(公園街路課)	(都市計画課)